

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第110号

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係） 適用区分表			別表（第2条関係） 適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
小学校及 び中学校	[略]	<u>1.25</u>	小学校及 び中学校	[略]	<u>1</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。